若江俊二局長

御起立願います。礼。御着席ください。

渡部泰明会長

皆さん、おはようございます。御出席いただきありがとうございます。 ただ今から、第 171 回総会を開会いたします。

本日は、議案審議内容の関係上、地元説明を願う推進委員にも御出席いただいて おります。どうかよろしくお願いいたします。

議案に入る前に、ちょっと私から委員の皆さんにお願いしたいことがございます。 それは、今日の議案審議、議案は9件出ておりますが、この議案審議が終了後、 2件私の方から提案をさせていただく案件がございます。

一つは、北条地区で先日亡くなられて推進委員が欠員になっておる、この補充の 件。

それともう1件は、市長部局の方から農用地における非農地判断を求められた場合の農業委員会としての対応について。

この2件について、皆様方の御意見をお伺いしたいと思っております。

どちらも急いでおりますので、今日急遽入れさせて頂きました関係上、若干今日 の総会の終わる時間が遅くなるかもしれませんけれども、一つ御了解をいただきた いと思います。どうかよろしくお願いします。

本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、道後地区の山本委員、潮見地区の寺井委員のお二人にお願いをいたします。

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号~第9号まで、9 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それでは、議案第1号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは御報告いたします。

平成30年4月26日~5月25日までに専決処理した案件は10件で、届出内容は 議案記載のとおりでございます。 これら10件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地 6 件、1,349 平米、商工業用地 4 件、1,873 平米となっております。

以上でございます。

渡部泰明会長

ありがとうございました。

ただ今、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御 異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第2号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といた します。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは御報告いたします。

平成 30 年 4 月 26 日 \sim 5 月 25 日までに専決処理した案件は 15 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 15 件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出 日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地8件、4,839 平米、商工業用地7件、7,078 平米となっております。

以上でございます。

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御 異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第3号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

渡部純三主幹

それでは、御報告いたします。

1番、本件は残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約 が成立したもので、解約後は、賃貸人が管理するとしております。離作補償はない としております。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御 異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第4号、「農地法第3条許可申請」について議題といたします。 事務局から説明をお願いします。

渡部純三主幹

では、お手元に配布しております審査基準1号~7号を整理した調査票がございますので、併せて御覧いただいたらと思います。

1番、2番、3番は譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲渡人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経 営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

4番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに 農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は、農地約 185 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約50アールを耕作する農業者でございます。この度、県外に居住する弟より申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

7番、8番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。 譲受人は、新規農業者でございます。

7番は、申請人の妻の父親から申請地を借り受け、また8番の申請地は、7番に 隣接し、耕作便利なことから取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

9番、譲受人は、農地約27アールを耕作する兼業農家でございます。申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

10番、譲受人は、新規農業者でございます。祖父より申請地を借り受け、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

11番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12 番、譲受人は、農地約 449 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い申請地を取得し、農業経営に精進するとしております。

13番、譲受人は、新規農業者でございます。申請地を取得し、新たに農業経営を始めるものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、譲受人は、農地約30アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地の贈与を受け、農業に精進するものでございます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

それでは、次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。

まず、1番、2番、3番、これは新規農業の併用案件であります。所在地が伊台 地区でありますので、湯山地区の山下委員お願いします。

山下武則委員

それでは御説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、伊台地区にて新規に農業 を始めたいと申請に及んだものです。

地元及びJAより営農指導を受ける予定であり、農業に対する意欲も充分見受けられることから、地元としては了承した訳でございます。

なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。 以上です。

はい、ありがとうございました。

同じく、住所地が久米地区になっております。田中委員お願いします。

田中正人委員

それでは御説明いたします。

本件譲受人は、現在久米地区に住んでおります。今般、伊台地区の農地を借りて、新規就農したいと考えております。

農業に対する意欲が充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に 農業を営む姿勢が感じましたので、住所地の農業委員として、これを了承いたしま した。

本会での御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、4番ですけれども、4番も新規農業の案件であります。所在地、住所地共 に久谷地区でありますので、池田委員お願いします。

池田友邦委員

それでは御説明させていただきます。

事務局から説明がありましたように、譲受人は、今般、新たに農地を借り受け、 農業に精進したいと申請に及んだものであります。農作業経験もあり、引き続き地域の農業者との連携を図るとのことであり、耕作意欲も充分見受けられましたので、 地元としては了承いたしました。

なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。 以上です。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、7番、8番、これも新規農業の併用案件であります。まず、所在地が興居 島地区でありますので、青井委員お願いいたします。

青井和子委員

はい、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在久枝地区にお住まいで、今後、興居島地区の農地を譲り受け、また、借り受け、新規就農をお考えであります。

農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々の力も借りながら、真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。

なお、本件総会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、住所地が久枝地区となっております。今日は、渡部推進委員が体調不良で 欠席されておりますので、和気地区の小笠原委員からお願いいたします。

小笠原壮一委員

それでは御説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在久枝地区に住まわれ、この度、興居島の農地を譲り受け、また興居島地区の農地を借り受け、新規 就農をお考えであります。

農業に対する意欲も充分に見受けられ、また、周囲の方々のお力も借りながら、 真剣に農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。

なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、9番ですが、取得後30アール超えとなる案件でありまして、所在地が久枝地区と和気地区、両地区にございます。小笠原委員お願いいたします。

小笠原壮一委員

それでは御説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在御幸地区にお住まいで、今般、和気地区と久枝地区の農地を譲り受け、経営規模の拡大をお考えであります。

農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力も借りながら、真剣に 農業を営む姿勢が感じられましたので、地元としてこれを了承いたしました。

なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、住所地が御幸地区でありますので、寺井委員お願いいたします。

寺井克之委員

地元説明をいたします。

譲受人は、現在御幸地区にお住まいで、今回、和気地区と久枝地区の農地を譲り 受け、拡大を考えています。

農業に対する意欲も充分感じられましたので、地元として了承いたしました。 本会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に10番ですが、これも新規農業の案件であります。所在地、住所地共に堀江地 区であります。今日松下委員は欠席ですので、渡部推進委員お願いいたします。

渡部誠推進委員

はい、それでは御説明いたします。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は、現在堀江地区にお住まいの方で、今般、堀江地区の農地を借り受け、新規就農をお考えでございます。

農業に対する意欲も充分に見受けられ、周囲の方々のお力を借りながら、真剣に 農業を営む姿勢が感じられましたので、これを了承いたしました。

なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に、13番ですが、これも新規農業の案件でありまして、まず、所在地が正岡地

区でありますので、難波地区の中原委員お願いいたします。

中原久寿委員

はい、御説明いたします。

申請人は、余土地区に居住しておりますが、この度、正岡地区の農地で新規農業 を始めたいと申請に及んだものでございます。

なお、該当者両名は知人といったことでもございます。私も地区審査前に現地を確認させていただきましたが、一部荒廃しておりますが、農地としては条件面で問題ないと思います。今後の農作業における労力不足を感じた訳ではございますけど、御本人農業副業という事になるのではないかと思いますが、現地もいろいろ施設面もよくやっておるような事でございますので、その辺り対応は可能でなかろかと思います。本人は農作業歴につきましてはございませんが、耕作を今後やっていくためには充分な意欲を感じました。地元といたしましては了承した訳でございます。

なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

次に住所地が余土地区でありますので、池田推進委員お願いいたします。

池田功推進委員

はい、それでは御説明いたします。

先ほど事務局から説明がございましたが、申請人は、現在余土地区にお住まいです。仕事で樹園地等のスプリンクラー設置や修理をしており、今般、申請地のポンプ修理をした縁や、周囲の方々のお力も得られることから、農作業経験はございませんが、新規に農業を始めたいと申請に至った訳でございます。

農業に対する意欲も充分に見受けられ、真剣に農業を営む姿勢が感じられました ので、これを了承いたしました。

なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。 以上です。

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第4号につきまして事務局並びに地元委員からの説明がありました。 本件について御異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承 認することといたします。

次に、議案第5号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

藤久壽基次長

はい、それでは、御説明いたします。

1番、本件申請人は、自動車修理業を営んでおりますが、既存施設の駐車スペースが手狭で事業に支障をきたしていることから、この度、隣接する本申請地を、来客用、台車用等 17 台分の露天駐車場として利用したいとしており、既存施設と一体利用するための都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、市内山越1丁目に居住しておりますが、この度、新たな収入の確保を図るため、自己の所有する宅地及び隣接する本申請地を一体として、太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産 性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、事務局から議案第5号につきまして説明がありました。本件について御

異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

なお、本件は、県許可分でありますので、意見を付して、愛媛県知事に送付させていただきます。

次に、議案第6号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

藤久壽基次長

はい、それでは、御説明いたします。

1番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を 妻の母親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許 可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄梅本駅から概ね 300 メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

2番、本件受人は、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を 祖父より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も 許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、概ね10~クタール未満の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしていることから、この度、本申請地を祖母より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、社会福祉事業を行うNPO法人でございますが、この度、本申請地及び隣接する約900平米の一体利用地を賃借し、就業継続支援B型施設を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、運送業、土木建築工事を主な業務とする法人でございますが、 事業の拡大により、既存の駐車場、資材置場が手狭になり、支障をきたしていることから、新たに、本申請地を取得し、ダンプ、砂利、砕石等の露天駐車場及び資材 置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所和気支所から概ね300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど地元委員の 補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

6番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約27アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を父親より借り受け、農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、市役所立岩出張所から概ね 500 メートル以内にあることから、第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、妻の祖母と同居しておりますが、現居宅が手狭なことから、この度、本申請地を妻の母親より借り受け、個人住宅を建築したいとしております。

なお、申請地は、都市計画区域外に位置しており、都市計画法上の開発許可は不要でございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

次に、地元委員から補足説明をお願いいたします。5番は、所在地が和気地区で

ありますので、小笠原委員お願いいたします。

小笠原壮一委員

はい、先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、松山市山西町に本店を構え、貨物自動車運送業、土木建築工事業等を営む法人です。

譲受人は、業務拡大に伴い、現在使用している駐車場、資材置場が手狭となり、 業務に支障をきたしているため、新たな露天駐車場、露天資材置場の用地を探して いたところ、本申請地を見つけ、申請に及んだものです。

転用によって生じる被害の防除措置も行うという事から、地元としては了承した 訳でございますが、なお、本会議での御審議をよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第6号につきまして、事務局並びに地元委員から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認 することといたします。

なお、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して、愛媛 県知事に送付させていただきます。

次に、議案第7号、「平成30年度第3号農用地利用集積計画」について議題といたします。

なお、本件議案第7号を御審議いただく前にお願いがございます。

番号の1番、4番、5番は宮内委員と同居されております親族の案件であります。 6番は仙波委員、20番、21番は平岡委員、いずれも御自身の案件となっております ので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席の ままで結構ですが、退席をされたと言う事で、議事には参与されませんようお願い いたします。

それでは、議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

片山剛主査

それでは御説明いたします。

本日の案件 41 件の内、賃借権の設定は 21 件、使用貸借権の設定は 19 件、所有権の移転は 1 件で、設定総面積は、8 万 8,080 平米です。

その内訳は、新規が30筆、更新が56筆、贈与が11筆となっています。

なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回 の貸借期間と内容に変更が無い場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛さ せていただきますので、御了承願います。

また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、 速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。

それでは、御説明いたします。

番号1と15ページの番号4と5の譲受人は、約38アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

14ページの番号2と16ページの番号9の譲受人は、約666アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

14 ページの番号3の譲受人は、約43アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

15ページの番号7と8、16ページの番号12、17ページの番号13の譲受人は、約39アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

17 ページの番号 14 の譲受人は、約 110 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号 15 の譲受人は、約 97 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、 経営規模を拡大するとしています。

番号 16 の譲受人は、約 938 アールを耕作する農地所有適格法人で、借り手変更を 伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

19 ページの番号 23 の譲受人は、約 191 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う賃借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 24 の譲受人は、約 130 アールを耕作する農業者で、新たに賃借権を設定し、 経営規模を拡大するとしています。

20 ページの番号 27 の譲受人は、約 216 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 28 の譲受人は、約 116 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

番号 29 と 21 ページの番号 30 から 22 ページの番号 37 の譲受人は、約 252 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う賃借権を設定することに加え、新たに賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

22 ページの番号 40 の譲受人は、約 355 アールを耕作する農業者で、借り手変更を伴う使用貸借権を設定し、経営規模を維持するとしています。

23 ページの番号 41 の譲受人は、樹園地、普通畑、農用施設用地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

なお、この農業用施設用地については、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第3号に利用権設定等促進事業の対象となる土地として規定されています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成30年6月15日の予定とされており、効力の発生は公告日の翌日からです。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第7号につきまして事務局から説明がありました。本件について御 異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認

することといたします。

次に、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願い」について議題と いたします。事務局から説明をお願いします。

片山剛主査

それでは、御説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続 人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定 により、相続税の納税を猶予することが出来る条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業 委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1から番号5の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで 農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない 旨の地元農業委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。

なお、番号2と3の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、それぞれ 相続する持分が2分の1で、一部面積について適用除外となっております。

また、番号4の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましても、一部面積についても適用除外となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第8号につきまして事務局から説明がありました。本件について 御異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

はい、ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認 することといたします。

次に、議案第9号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について 議題といたします。事務局から説明をお願いします。

渡部純三主幹

それでは、御報告いたします。

平成30年4月26日~平成30年5月25日までに専決処理した案件は15件で、届 出内容は議案記載のとおりでございます。

これら議案につきましては、いずれも適法な届出となっておりましたので、専決 処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

ただ今、議案第9号につきまして事務局から説明がありました。本件について御 異議等ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認する ことといたします。

以上で本日の提出議案の審議は全て終了いたしました。

ここで、私が始まりにお願いいたしました、2件の提案について、御説明をさせていただきます。

まず、1件目でございますけれども、推進委員の欠員補充についてであります。

平成30年5月26日に、本市の農地利用最適化推進委員であります、尾上和紀様 が御逝去されました。浅海、立岩地区では、農地利用最適化推進委員の定数1名に 欠員が生じております。松山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関 する要綱の第 10 条には『農業委員会は、解嘱、失職、辞任等により推進委員の欠員が生じた区域において、農地等の利用の最適化の推進に支障を及ぼす恐れがあると認めたときは、この要綱に定める手続きに従い、速やかに補充するものとする。ただし、推進委員の任期の満了までの期間が 4 ケ月未満のときは補充しない。』と規定をされております。

今般、北条地区の委員を代表して、中川会長代理から浅海、立岩地区の推進委員の欠員により、今後の当該地区における農地等の利用の最適化の推進に支障があるため、委員の補充が必要であるとの御意見がありましたことから、浅海地区と立岩地区の推進委員の募集を実施することについて、本日お集まりいただいております委員の皆様の御意見をお伺いいたしたいところでございます。

この事について委員の皆様、何か御意見などがございましたら、お伺いさせてい ただきます。

推進委員を補充することについて、募集を実施することについて、御異議ござい ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議ないようですので、事務局のほうから委員の補充に関する手続き について、今後の予定等の説明をしていただきます。

事務局よろしく。

片山剛主査

それでは、御説明いたします。

農地利用最適化推進委員の募集に際しては、「農業者等に対し候補者の推薦を求めるとともに、推進委員になろうとする者の募集を行わなければならない。」と農業委員会等に関する法律第19条に規定されています。

今後の予定としましては、「広報まつやま (平成 30 年 7 月 15 日号)」と「松山市 農業委員会のホームページ」で農地利用最適化推進委員の候補者を募集する旨を、 市民に周知した後、平成30年7月15日から農業委員会等に関する法律で定められた、概ね1ケ月程度の募集期間を設けます。

募集期間が終了した後、8月下旬までの間に速やかに農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に関するガイドラインや採点表に基づき、候補者を評価します。

評価の結果をその後の総会に報告し、委嘱することについて御審議していただき、 承認が得られましたら、推進委員に委嘱することとなります。

なお、募集期間の中間と最後に、応募状況や候補者の情報などを、松山市のホームページで公表する予定です。

以上でございます。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局。推進委員を補充するための準備を進めていただきたいと思います。

次に、2件目であります。農用地区域内における、農地か非農地かの判断についての基準と今後の体制など、皆様方の御意見をお伺いしたいと思います。

それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

片 山 剛 主 査

それでは、御説明いたします。

昨年11月の第163回総会、並びに、今年5月の第169回総会でも御審議いただいた、荒廃農地の発生、解消状況に関する調査要領に基づく調査において、農用地区域内の土地を農地か非農地か判断することについて、市長部局から農業委員会へ意見を求められる案件がございましたが、今後も、市内全域において同様に市長部局から意見を求められる案件が増加することが予想され、今後、判断する上での体制や方法について定めておく必要があると思います。

そこで、一つの案として、該当地区の農業委員及び推進委員で現地確認を実施する。ただし、面積が広範囲であるなど、現場の状況から該当地区の委員のみでは判断が困難な場合については、委員の数を増やすなど適宜対応する。

また、判断に関する決定は、調査実施後に役員会を開催し、協議した上で総会に

提案、総会の議決をもって決定する。

以上のような方法のほか、判断するための体制や方法について、委員の皆様から 御提案や御意見をいただきたいと思います。

なお、最後に、今まで御説明した内容と混同しないよう御注意いただきたいのですが、農用地以外の土地で、所有者からの非農地証明願いに基づいた非農地証明の取り扱いについては、従来と同様に愛媛県の基準に従って地区の委員に副申をいただき、事務局で現地確認を実施した上で、該当するものは証明書を発行したいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。ただ今、事務局の方から今後の対応について説明がありました。今、既に、この非農地判断を求められており、完結をしていないのが、北梅本の農業指導センターの横の農地であります。これはまだ皆様方にも総会、二度の総会で議決、審議していただきましたけれども、いまだ解決に至っておりません。今後、なお、このような非農地判断を求められるケースは、市内全域で出てこようかと思います。その時に、一つの方向として、決まった方向で対応をしたいと思っておりますので、このような提案をさせていただきました。委員の皆様からの御意見をお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。先ほどの事務局説明、事務局案に対していかがでしょうか。

本来ならば、範囲も広い、農地か非農地の判断も非常に難しい事例も、今後出てくることも考えられます。ただ、いま農業委員 23 人、推進委員 23 人居ますけれども、その都度、全員の委員に見ていただくのが理想かも分かりませんけれども、それもまた、委員方にとって、かなりな御負担になろうかと思いますので、あえて先ほど事務局が説明したような体制を考えた訳でございます。

それについて、御意見をお聞かせ願えたらと思いますがいかがでしょうか。

中原久寿委員

かまいませんか。

はい、どうぞ。

中原久寿委員

これ農地か非農地かという判断ですけど、まあ、私は御存知のように、北条の風 和里の駅の隣の大浦という地区の者ですけど、先日も地区内の総会がございまして、 まあそこらでいろいろ農業やりよった、お年寄り等も出てきておりますので、いろ いろ後で懇親会の場で話すのには、いわゆるもう年取って、農業やめて、農地をや めて荒廃したら、それはもう農地じゃなかろうがというような考えでございます。 ですから、先般も11月の時に松山市の農業センターの技術センターのはたの土地を 見に行きましたが、そこはいわゆる大きな道路のはたでございますので、当然これ はもう我々考えてみても農地で、どういいますか、非農地にはならないなと思うん ですけど。今後ですね、いわゆる田舎の方では、もうそういって荒廃になってきた ら、もう農地にしようもどうもこうもならないようなことになってしまうんじゃな かろかなと思います。ですけど、本人らも、そういうような、もう農地やというよ うな意識はございません。荒廃にしたらもう農地じゃないと。ですけど、土地改良 区の賦課金は当然徴収されよる訳ですから、そういった、どういいますか、農地に ついては、今後、非常に大きな問題になってくるんじゃなかろかな、というように 私自身考えておる訳なんです。まあ、的の外れた様な意見になってしまっておる訳 なんですけど、そこら辺をですね、やっぱり農業委員も含めた中で、いろいろ今後 の事を見い出していかなければならないと私自身は考えております。

的の外れたことになって申し訳ない。

渡部泰明会長

いえいえ。

私からの質問なんですけれども、北条地域、その中原委員が担当しておる地域は 農用地がたくさんあるんですか。

中原久寿委員

そうですね、どういいますか。もう難波は比較的農業を熱心にする地域でございますけど、やはりあの、あの辺りをどうして荒廃してしまうんじゃろかというように自分自身も考えておる訳なんですけど。もう後継者が農業をやらないと、お勤め

に出て、我々がどうもこうもならないというようなことにもなっておるのが現状でございます。どういいますか、新規就農をしたりする方について、どういいますかね、国の補助事業で、新たに、その園地を作っていこうというような動きも出ておる訳なんですけど、まあそこら辺りは、いわゆる、農地、荒廃した農地の中でも一部でございますので、非常にこれは、我々農地を守っていく、守っていこうというように農業委員会では言っておりますけれど、なかなか、そういった取り組みについては難しい問題じゃないかと思います。

それと、我々も農業委員会に出とりますけど、地域の人に情報を発信したり、また、地域の人から情報を提供したりする機会もいよいよございませんので、どういいますか、地域でのそういった区の総会とかで、まあ、後の懇親の場でそういうことを言ったり、我々農業委員に出とるけど、こういうことを審議したりしますよというようなことは、おつなぎをしていきよる訳なんですけど。

渡部泰明会長

はい。えっと、事務局、今の中原さんの、これがまず、現場いうか、地域における実状じゃろと思うんですけれども、何か事務局の方から、アドバイスいうことはないけれども、何かお考えがあったら、誰か出ますか。

藤久壽基次長

よろしいですか。

渡部泰明会長

はい。

藤久壽基次長

今、北条の地区委員からご意見いただきました。現状、現況、ごもっともと、私 も思っております。また、もう日本全国そのような状況でありまして、日本全国の 農家の方も同じような考え方をもたれて、同じような状況であるというふうに推測 されます。そこでですね、先般、国が、もう、改めて通知を出しました。どのよう な通知かというと、先般、以前お話もしたことあるんですけども、いわゆる、農業 委員会の農地、非農地の判断においては、その農家、まあ農家というか土地所有者 の状況とか、意向とか、そういうことは一切関係ないんですよと、そういうことで 判断したらいけないんですよと、あくまでも、国で定めた、県で定めた、場合によっては市で定めた、そういう基準にそって判断をしなければなりませんということを、国の通知が発出されたところでございます。ですから、そういう状況があるのは、当然、国も分かってる話なんですけれども、本当、国が大きな意味で、日本の農地を守る、食糧を守るというようなことの中から、そういう、あくまでも基準にのっとった判断が必要ですというふうに、言っておりますので、松山市農業委員会としてもですね、それでやらざるを得ないと思われますので、よろしくお願いしたらとは思っております。

以上でございます。

渡部泰明会長

よろしいでしょうか。他にございませんか。

中川均会長代理

会長。

渡部泰明会長

はい。

中川均会長代理

今、中原委員が発言の中で言われたように、農業委員と現場と、農業委員から情報を発信する場も少ないというかあまりない、現場から農業委員に対する情報発信する場もあまりないというか、ない状況の中で、そこの部分をきちっと、どのようにまとめていくかというか、解決をしていくかということを、今日すぐに意見まとめるじゃのいうことは出来んことじゃろと思うんですが、そういうお互いの情報の交換といいますかね、そういう場をどのようにして築いていくかいうことも委員の発言の中ではあまりないんじゃということなんですけど、検討して・・・・。

渡部泰明会長

そうですね。あれ、農業委員会だよりは、今、事務局さん、年に2回ですかね。

渡部純三主幹

はい、2回です。

渡部泰明会長

まあ、ああいうふうな形でやるのも一つの方法かと思いますので、これまた、じゃあ具体的にどういうふうにすべきか、この辺りを役員会でも提案して、協議をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤久壽久次長

会長、ちょっとかまいませんか。

渡部泰明会長

はい、どうぞ。

片山剛主査

失礼をいたします。すいません。補足で申し訳ないんですけど。

各市内の集落でですね、人農地プランが作成されている地区、まあない所もある んですけれども、市内でだいたい 26 地区ほどあるというふうにお聞きしておりま す。こういった人農地プランというのが、地域の担い手の方中心となって、今後の、 まあ、将来的な地域の農業振興なり、そういった将来像を描くっていうところで計 画を立てて、担い手の育成とか、農地の集積とかを定めているような計画を作って おられるんですけれども、そういった場でですね、定期的に何か会合等もされてい るというお話も聞きました。これが全その26地区全部が、やってる訳じゃないかも しれないんですが、そういう所も、話し合いの場もですね、活用を是非、もし今ま でそういった話し合いが持たれてない、そういった存在を知らなかったという委員 がいらっしゃいましたら、農林水産課の方でですね、担い手の関係の部署があるん ですけれども、そういった所を通してですね、これから農業委員もこういった人農 地プランの見直しとか、そういった所にも、積極的に関わっていっていただきたい っていうような所もありますんで、具体的に何をしないといけないっていうのは難 しい所もあるんですけれども、そういった話し合いの場でいろいろ情報も共有出来 る、いろいろ話し合いも出来るんじゃないかっていう所もありますんで、もし御存 じないとか、参加してみたいとか、そういうところ委員がいらっしゃいましたらで すね、また事務局なり、農林水産課の方担当がおりますんで、お尋ねいただいて、 是非とも御活用いただいてですね、そういった所から少しでも情報を、農業委員会 としてはこういうふうに進めていってるよとか、地域の農業者の方はどういう意見、 考えを持っていますかっていう知る場でもございますんで、是非とも御参加いただ いたらと思います。よろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

はい、ありがとうございました。先ほどの第2件目のこの非農地判断について、 御意見が他にないようでしたら。

仙波正幸推進委員

ちょっとかまんですか。

渡部泰明会長

はい。

仙波正幸推進委員

ええっとね、これは農用地区域内の非農地の判断に関してですよね。

渡部泰明会長

そうです。

仙波正幸推進委員

農用地の区域外に対しては、地元の委員の副申書があったら今まで判断できます よね。問題は、農用地区域内のことをどうするかいうのは、北梅本でもあったけん ど、総会の、農業委員のみんなの意見というか、判断をしてもらう、そういう方向 でやってもらいたい。

渡部泰明会長

そうです、総会にですね。

仙波正幸推進委員

それでええんやないかなと思いますけどね。

北梅本の分でいろいろ、小野地区にいっぱい文句言うてくる事例があるんやけん ど、これを総会の意見じゃ言うて、ピシャっと切ってもろたんで、話は終わると思 うんじゃけどな。

渡部泰明会長

最終的にね、決定は総会議決なんだけれども、その総会に持って行くまでの過程を、今、重要視をしておる訳なんで、要は、農用地区域外、いわゆる白地の所も一緒、もう同じような考えでは、ちょっと農用地区域については、問題があるかということで、別立てで、まあ念のために、市長部局から意見を求められたものについては、こういうふうな過程で体制を整えて、そして最終的には、総会議決に持っていこうということなんです。

いずれも、総会にはかかってきます。

仙波正幸推進委員

ううん、ほやけ、市長部局から意見を求められたりしても、総会でもう決定しと んやけん、決定しとるの繰り返しということにはなるかもしれんけど、その方向で ええんじゃないんですか。

渡部泰明会長

うん、あの決定後はですね、もう一度総会議決があればですね、もうそれでもう 終結ということになるんです。ただ、まあ、今回の北梅本の場合には、残念かな、 また、了解という申請人の方から答えが出てないということで、ただそのことにつ いて、また総会にかけるとか、そういうふうな意味合いではないんです。もう決ま ったこととして、我々はもう、この件については終結という考えではおります。

仙波正幸推進委員

この件というか、今後に関しても、総会の決定という事で、今までとおりというか、今回とおりやってもろたらと。

はい、そのとおりです。それは変わりません。

それでは、事務局の体制とか方向について御了解いただけますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

渡部泰明会長

はい、じゃあよろしくお願いいたします。

かなり複雑なものが出てこなければいいんですけども、まだ、これを非農地判断いうのはですね、この松山に限らず、県内の会に行きましても、やはりそこそこ出ておるようです。ただ、まあ、大きなトラブルは、今のところは出てないという話でした。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

もう、委員方の御意見も、出尽くしたと思いますので、ここで事務局からの連絡 事項をお願いいたします。

片山剛主査

はい、失礼いたします。

委員の皆様のお手元に、第 169 回総会の議案書の変更部分と書かれた、横書きの A 4 の 1 枚ものの用紙があるかと思いますので、それを御覧ください。

5月の10日のですね、第169回総会で御承認いただきました第8号議案の平成30年度第2号農用地利用集積計画に関する合計49件のうち、農業経営基盤強化促進法の規定による貸し借りが無効となる案件が1件ございますので御報告させていただきます。

番号 48 については、平成 30 年 6 月 1 日から平成 32 年 5 月 31 日までの間、新たに使用貸借権を設定する旨の農用地利用集積計画を御承認いただきまして、総会終了後の平成 30 年 5 月 15 日に松山市が公告しました。

その後、事務局では、公告後に農地台帳システムに貸し借りの情報を入力するため、農家世帯のデータと住民票のデータを突合してみましたところ、番号 48 については、借り手が平成 30 年 5 月 9 日に死亡していることが判明しました。

既に、松山市の公告は完了していますが、番号 48 は、公告日よりも前に死亡していることから、農業経営基盤強化促進法の規定により、貸し借りについては無効となります

以上の状況から、利用権設定の総件数は、1件減り、48件、筆数は、畑が13筆で、面積が2万1,281平米となったことから、田と畑の筆数の合計は141筆、設定総面積は12万803平米に変更となりました。

以上で御報告を終わります。

渡部泰明会長

局長、次回は。

若江俊二局長

はい、次回総会は7月、来月10日の火曜日でございます、場所はここでやります のでよろしくお願いいたします。

渡部泰明会長

他にないですね、連絡事項は。

はい、それでは以上で第171回総会を閉会といたします。

若江俊二局長

御起立願います。礼。

午前 11 時 40 分閉会

